



補聴器購入費を助成します！



加齢等により耳が遠くなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に補聴器の購入費を一部助成します。

・補助対象者

市内に住所を有し、助成金の交付申請日の属する年度の末日に65歳以上である方
聴覚障害の身体障害者手帳の交付の対象とならない方
医師が補聴器の装用を認め、医師意見書が提出できる方
介護保険料が1段階から4段階のいずれかに該当する方
市税等の滞納がない方
他の補聴器購入に対する助成を受けていない方

・補助額

介護保険料1段階から3段階までの方

購入費用の2分の1 1台当たり上限額 **50,000円**

介護保険料4段階の方

購入費用の3分の1 1台当たり上限額 **32,000円**

※購入前に事前申請が必要です。

介護保険料の段階とは、65歳以上の方が負担する介護保険料を、本人や世帯の所得・住民税の課税状況に応じて13区分に分けた仕組みです。

本補助金の対象者は下記1～4段階に該当する方です。

段階区分	所得の状況と対象者			R8年度保険料額	
				年額	月額
1	本人住民税非課税	世帯住民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入等が82.65万円以下の方	20,520	1,710
2			本人の課税年金収入等が82.65万円超120万円以下の方	34,920	2,910
3			本人の課税年金収入等が120万円を超える方	49,320	4,110
4	本人住民税非課税	世帯住民税課税	本人の課税年金収入等が82.65万円以下の方	64,800	5,400

※法改正等に伴い、前年と所得が変わらなくても段階区分が変わる場合があります。

※段階は介護保険料のお知らせ通知から確認できます。



問い合わせ先

笛吹市役所 長寿支援課 長寿支援担当 TEL055-261-1902